

平成 29 年度税制改正に対する意見

税制改正の基本的見解

<p>税制改正の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 日本経済の成長促進 ■ 財政の早期健全化 ■ 一億総活躍社会の実現 ■ 社会保障制度の持続可能性の向上 ■ 地域の創生 ■ 東日本大震災の教訓を踏まえた国土の強靱化 	<p>改革の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 税制・財政・社会保障制度の改革を三位一体で進める ■ 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える ■ 国税と地方税の役割を基本から見直す ■ 法人税改革は国際的競争力向上を意識し行う ■ 経済社会の変化にふさわしい税制の新陳代謝を進める 	<p>中部圏の期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中部圏の活力の向上 ■ 中部圏の日本全体の発展への貢献
--	--	---

平成 29 年度税制改正に向けての意見

【重点要望項目】	①法人実効税率の確実な引き下げ	②地域経済の活力向上	③国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備
<p>1. 企業の活力向上に資する税制の整備</p> <p>(1) 企業の国際競争力向上</p> <p>①法人実効税率は、アジア諸国並みの 20% 台前半へ早急に引き下げべき。</p> <p>②課税ベースは、縮小努力を行うべき。法人実効税率引き下げの代替財源は、消費税を含む租税体系全体で合理性の高い改正を行い確保すべき。</p> <p>③欠損金の繰越控除制度は、大企業も全額控除可能とすべき。控除期間は欧米並みの 20 年以上とすべき。繰戻還付制度は、大企業でも利用可能とすべき。繰戻期間を延長すべき。</p> <p>④減価償却制度は、定率法の償却率を引き上げのうえ、定率法を今後も維持すべき。</p> <p>⑤貸倒引当金制度は、適用法人の限定を解除すべき。</p> <p>⑥受取配当の益金不算入制度は、全額益金不算入とすべき。</p> <p>⑦企業の税務負担の軽減を図るべき。</p> <p>⑧生産性向上設備投資促進税制は、期限の延長を検討すべき。</p> <p>⑨マザー工場機能の整備・拡充を支援する税制については、マザー工場機能の整備・拡充のための設備投資や、雇用の増加に対する優遇税制を設けるべき。</p> <p>(2) 中小企業の活力向上</p> <p>①事業承継関連税制は、非上場株式の評価方式を見直す等、使い勝手の向上を図るべき。</p> <p>②地方拠点強化税制は、対象地域を拡大すべき。</p> <p>③生産性向上設備を取得した場合の固定資産税の軽減措置は、機械装置以外の器具備品や建物付属設備も対象とすべき。</p> <p>④雇用促進税制は、制度の恒久化を図るとともに、対象事業所の範囲や雇用条件を元の制度に戻すべき。</p> <p>⑤事業所税は、時代に逆行するものであり地域の創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべき。</p> <p>(3) 未来投資の促進</p> <p>①パテントボックス税制を創設し、知財の蓄積を促進すべき。</p> <p>②研究開発税制は(i)「総額型」と「オープンイノベーション型」を同一枠とした控除上限が適用できるようにすべき (ii)「増加型」「高水準型」を恒久化すべき (iii)「総額型」の繰越控除制度を復活すべき。</p> <p>③ベンチャー企業の育成に資する税制は、ベンチャー投資促進税制の投資先の要件緩和等を行うべき。</p> <p>(4) 国際課税</p> <p>①BEPSへの対応については、法整備などの制度構築にあたっては、(i)企業の事務負担の軽減 (ii)二重課税の回避 (iii)提出した情報の機密保持等に向けた配慮 をお願いしたい。</p> <p>②移転価格税制は、企業の進出先との課税トラブルに対し、国同士での調整や、租税条約ネットワーク拡大等を速やかに行うべき。</p> <p>③外国税額控除制度は、繰越期間を延長すべき。</p> <p>④海外所得の国内還流を促進する税制は、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入割合を 100%に引き上げ、還流増加分に対する税額控除等を行うべき。</p> <p>2. 人口減少抑制・地域創生に資する税制の整備</p> <p>(1) 一億総活躍社会の実現</p> <p>①所得税は、女性の活躍推進にむけ、配偶者控除の見直し等を行うべき。また、出産・育児に対する支援を拡充した企業に対して税制面での配慮を行うべき。</p> <p>②相続税は、都市部を中心に個人や中小事業主への負担が増加しており、事業承継への影響も考えられることから、課税強化については見直すべき。</p> <p>③贈与税は、資産承継を促し若年世代が消費支出を拡大できるよう税率を引き下げべき。</p>	<p>(2) 地域の自立性の強化、税収の偏在性の是正</p> <p>①地方法人二税は縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべき。</p> <p>②寄附税制について、新たに創設された「企業版ふるさと納税」の十分なPR活動に期待したい。</p> <p>(3) 地域経済の活力向上</p> <p>①事業承継税制は、使い勝手の向上を図るべき。(再掲)</p> <p>②地方拠点強化税制は、対象地域拡大のうえ恒久化すべき。(再掲)</p> <p>③生産性向上設備を取得した場合の固定資産税は、軽減措置を拡充すべき。(再掲)</p> <p>④雇用促進税制は、対象事業所を拡大した上で恒久化すべき。(再掲)</p> <p>⑤事業所税は、地域の創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべき。(再掲)</p> <p>⑥固定資産税は、償却資産への課税を廃止すべき。仮に廃止できない場合は、取得価額の 5% に据え置かれている評価額の最低限度を、法人税と同様に備忘価額 (1 円) とすべき。</p> <p>⑦外形標準課税は、企業の雇用に対して抑制的に働くことから廃止すべき。</p> <p>⑧空き家の増加を抑制する税制を整備すべき。</p> <p>⑨空き家所有者の情報へのアクセス制限を緩和する措置を検討すべき。</p> <p>⑩地域経済の担い手の設備投資を促進する税制として、建設事業者の建設機械等への設備投資に対する税制優遇措置を整備すべき。</p> <p>3. 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備</p> <p>東日本大震災、熊本地震の教訓を活かし、国民経済全体のレジリエンス向上の観点から、企業が行う防災・減災対策に対する各種の税制優遇措置を創設すべき。</p> <p>4. 実効性のある消費税制の整備</p> <p>(1) 税率については、平成 31 年 (2019 年) 10 月へ延期された 10% への引き上げを確実に実施すべき。また、今後消費税率を 10% 台半ばないし後半まで引き上げるべき。</p> <p>(2) 用途は、当面は社会保障費などに充当すべき。ただし、目的税とすべきではない。</p> <p>(3) 逆進性緩和策は、簡素な給付措置の拡大、給付付き税額控除制度を中心に、そのあり方を再検討すべき。</p> <p>(4) 仕入税額控除については、所謂 95% ルールで縮小された適用範囲を再検討すべき。</p> <p>(5) 税率引上時の配慮措置は、高額商品の購入に関連する税負担の軽減や、消費税の納税回数を増やす等の自由度の高い納付条件の整備を検討すべき。</p> <p>5. 個別の重要な税制の整備</p> <p>(1) グリーン投資減税について、対象法人を大企業まで拡大すべき。</p> <p>(2) 燃料電池車の普及と拡大を促進する税制を整備すべき。</p> <p>(3) 自動車関係諸税について、課税の多重性の解消、体系的な整理・簡素化を行うべき。また、環境性や安全性の向上を促進するような税制面での配慮をお願いしたい。</p> <p>(4) 印紙税は、電子商取引が一般化する中、その合理性を失っているため廃止すべき。</p> <p>6. 中部圏の活性化に資する税制の整備</p> <p>(1) 総合特区制度は、「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に関する税制優遇措置を拡大すべき。</p> <p>(2) 中部圏の産業高度化に資する税制として、中部圏の次世代産業の育成や燃料電池車の普及を拡大する税制の整備を行うべき。</p>		